

ところが、右發表の中にも述べてある如く、實施するためには賃金臨時措置令の關係上大阪府當局の許可を要するのであり、その許可の無い以上會社側は獨自的に行ふことは出来ないものである。こゝでも亦さきの日本染料の紛議の場合と同様、官廳側がキーポイントを握つてゐるのである。

だから、大阪府當局が許可を與へれば勞働紛議は解決を見るわけであるが、(一)従業員側と會社側との接衝は圓滿に行つてゐるから(一)こゝで問題なのは、若し大阪府が許可を與へないとしたならば、そして従業員側が官廳の處置に對して絶對的に服従するといふのではなく、何等かの異議があるとすれば、勞働紛議はどう發展して行くであらうかと云ふことである。おそらくは従業員の不満は會社側から轉じて官廳側に移されて行くであらう。充分考慮すべき問題と思はれる。

### 紛議發生の原因

原因については第一報にも述べて置いたところであるが、その外にも次のような事情が介在してゐるようである。

- (1) 同工場は軍需工場だけに納期の關係から時々臨時に他より職工を借入れて來るのであるが、その場合同工場職工よりも約五割方高額なるところから常に不満を抱いてゐたこと。
- (2) 各職場の技師は比較的年齢が若く學校出である爲めに役付職工はあまり心よく思つてゐないこと。
- (3) 同工場の賃金は附近の他の重工業例へば大阪電氣、大阪鐵工所に比較して相對的に低位に置かれてゐること。
- (4) 役付職工は勤続年数が長く、それ故、過去における勞働紛議にも關與して經驗を有してゐること。